

学校における合理的配慮 ハンドブック



奈良県教育委員会事務局特別支援教育推進室

目次

項目	頁
I 合理的配慮について	
1. 共生社会の形成に向けた特別支援教育	1
2. インクルーシブ教育システムの推進	2
3. 合理的配慮とは	3
4. 障害の捉え方	4
5. 学校における合理的配慮	5
6. 合理的配慮の提供のプロセス	8
II 学校における合理的配慮の事例集	12
視覚障害のある児童生徒の事例	13
聴覚障害のある児童生徒の事例	15
知的障害のある児童生徒の事例	20
肢体不自由のある児童生徒の事例	22
病弱・身体虚弱のある児童生徒の事例	23
言語障害のある児童生徒の事例	25
自閉症のある児童生徒の事例	26
情緒障害のある児童生徒の事例	30
学習障害のある児童生徒の事例	31
注意欠陥多動性障害のある児童生徒の事例	35
関係法令等	37
引用・参考文献	40

I. 共生社会の形成に向けた特別支援教育

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のことです。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題とされています。

共生社会の形成に向けて、教育分野においては障害者の権利に関する条約第24条に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、「特別支援教育」を着実に進めていく必要があります。



特別支援教育の理念

特別支援教育とは

- ・ 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立つ
- ・ 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導及び必要な支援を行うもの
- ・ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの

文部科学省（平成19年4月）「特別支援教育の推進について（通知）」参照

さらに特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

これらのことから、インクルーシブ教育システム構築のために、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められています。

2. インクルーシブ教育システムの推進

障害者の権利に関する条約第24条によると、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、

- ✓ 障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと
- ✓ 自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること
- ✓ 個人に必要な「合理的配慮」が提供されること

等が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくためには、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備や、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていくことが重要です。

共に学ぶことについて

基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきです。

その場合には、

- それぞれの子どもが、授業内容が分かり
- 学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら
- 充実した時間を過ごしつつ、
- 生きる力を身に付けていけるかどうか

これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要です。

3. 合理的配慮とは

平成18年12月に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」第2条において、合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定められました。我が国では、平成19年9月に同条約に署名し、平成26年1月に締結・批准しました。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」において、行政機関等や事業者には、不当な差別的取扱いが禁止され、行政機関等には合理的配慮の提供が法律上の義務となりました。令和3年に同法が改正され、令和6年4月より事業者に対して合理的配慮の提供が法的義務となりました。

奈良県においても障害のある人もない人も、ともに安心して幸せに暮らすことのできる社会の実現を目指して、平成28年に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」（図1）が施行されました。



図1 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例ガイドライン（概要版）

行政機関等における障害を理由とする差別の禁止

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければなりません。

内閣府（平成25年法律第65号 改正：令和4年法律第68号）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」参照

4. 障害の捉え方

平成23年に改正された「障害者基本法」に規定する障害者については、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とし、いわゆる障害者手帳の所持に限られないことや、難病に起因する障害は心身の機能障害に含まれ、高次脳機能障害は精神障害に含まれることが規定されました。

つまり、障害者が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の捉え方です（図2）。

障害の「社会モデル」の考え方

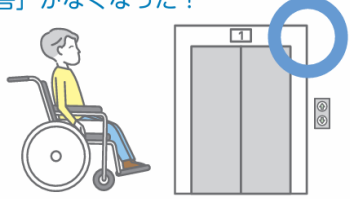
【社会モデルの考え方】

- 階段しかないので、2階には上がれない
- ▶「障害」がある



車椅子の方は、何も変わっていない
変わったのは、あくまでも周囲の環境

- エレベーターがあれば、2階に上がれる
- ▶「障害」がなくなった！



＜社会的障壁(バリア)の例＞

① 社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
② 制度	利用しにくい制度など
③ 慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④ 観念	障害のある方への偏見など

図2 障害の「社会モデル」の考え方

内閣府（令和6年4月）「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」（リーフレット）

合理的配慮を考える上で、障害のある人が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、障害のある人の心身機能の障害のみが原因のではなく、社会の側に、様々な障壁（バリア）があることによって生じるといふ障害の「社会モデル」の考え方を理解しておくことが大切です。

内閣府（令和6年4月）「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」（リーフレット）参照

5.学校における合理的配慮

(1) 学校における合理的配慮とは

学校における合理的配慮とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。また、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

なお、障害者の権利に関する条約において、合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要があります。

合理的配慮の決定や見直しについて

- 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。
- 設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点を踏まえ、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。
- 合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。
- 合理的配慮の決定に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、均衡を失した又は過度の負担について、個別に判断すること。その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図る必要がある。
- 学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすること。
- 合理的配慮の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすること。
- 移行期における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

等

中央教育審議会初等中等教育分科会（平成24年7月）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」参照

5. 学校における合理的配慮

(2) 合理的配慮と基礎的環境整備

「障害者差別解消法」第5条においては、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」と定められています。この環境の整備は、「基礎的環境整備」といい、不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置のことです。例えば、施設をバリアフリー化などが考えられます。また基礎的環境整備には、ハード面のみならず、職員を対象とした研修などのソフト面の対応も含まれます。

基礎的環境整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものですが、合理的配慮は、基礎的環境整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられる措置です。各場面における基礎的環境整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなりますが、基礎的環境整備と合理的配慮の提供を両輪として進めることが重要です（図3）。

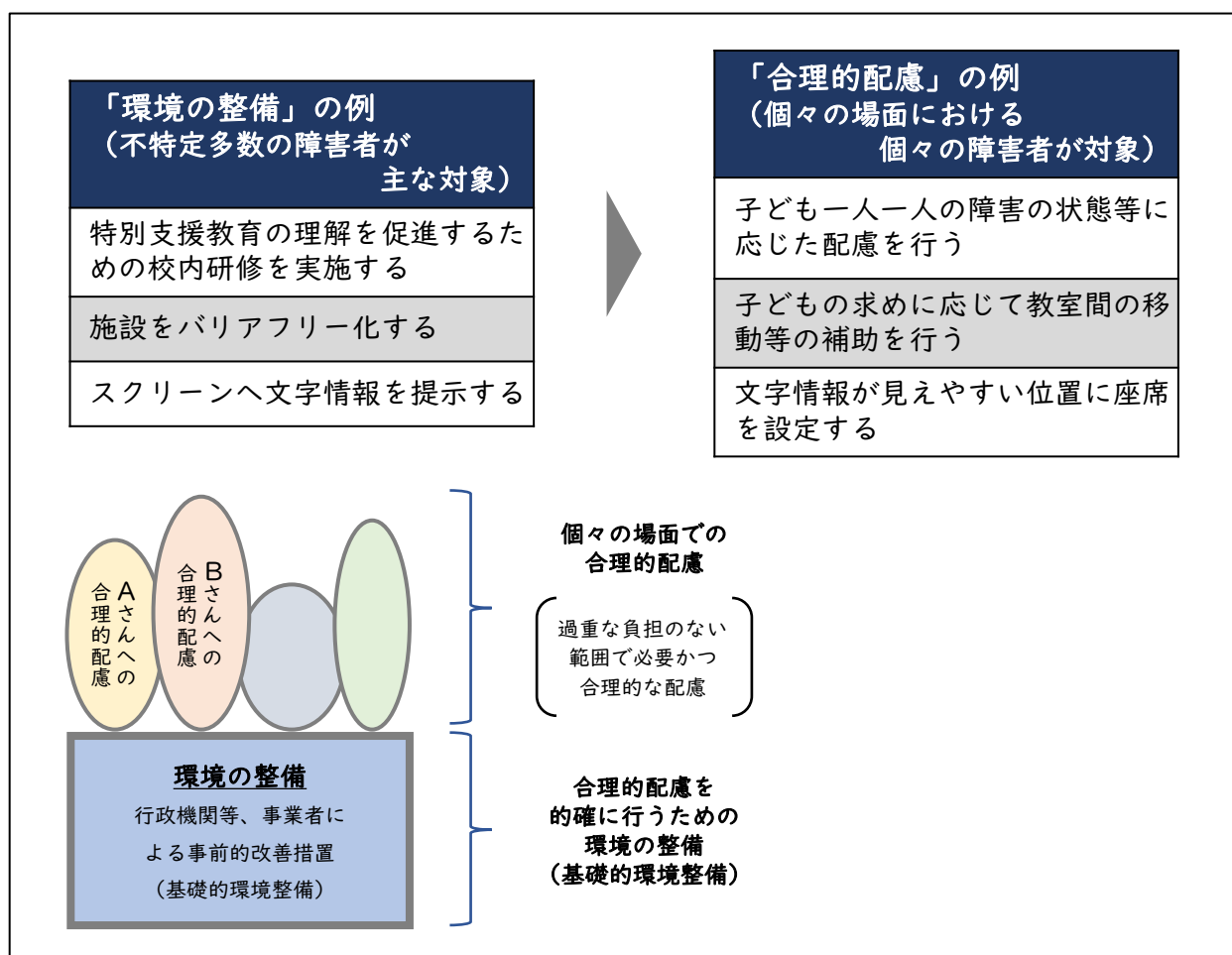


図3 合理的配慮の提供～環境の整備との関係～

独立行政法人教職員支援機構「合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について」参照

5. 学校における合理的配慮

(3) 合理的配慮の観点

障害種別に応じた合理的配慮は、全ての場合を網羅することができないため、その代表的なものと考えられる例を、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年 中央教育審議会初等中等教育分科会）において観点ごとに示されています（表1）。その他、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」及び「特別支援教育教材ポータルサイト」等にも、合理的配慮の例が掲載されています。

これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではありません。また、合理的配慮とは一律のものでもありません。様々な例を参考にしながら、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、合理的配慮を決定することが望ましいです。

表1 合理的配慮の観点（3観点11項目）

【観点1 教育内容・方法】

(1) - 1 教育内容

(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

(1) - 1 - 2 学習内容の変更・調整

(1) - 2 教育方法

(1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

(1) - 2 - 2 学習機会や体験の確保

(1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮

【観点2 支援体制】

(2) - 1 専門性のある指導体制の整備

(2) - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

(2) - 3 災害時等の支援体制の整備

【観点3 施設・設備】

(3) - 1 校内環境のバリアフリー化

(3) - 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

(3) - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

合理的配慮の例

中央教育審議会初等中等教育分科会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための
特別支援教育の推進（報告）」



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HP

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HP

「特別支援教育教材ポータルサイト」



6. 合理的配慮の提供のプロセス

(1) プロセス

学校における合理的配慮の提供のプロセスについて、図4に示す例のように、①意思の表明、②調整、③決定・提供、④評価・見直しが考えられます。

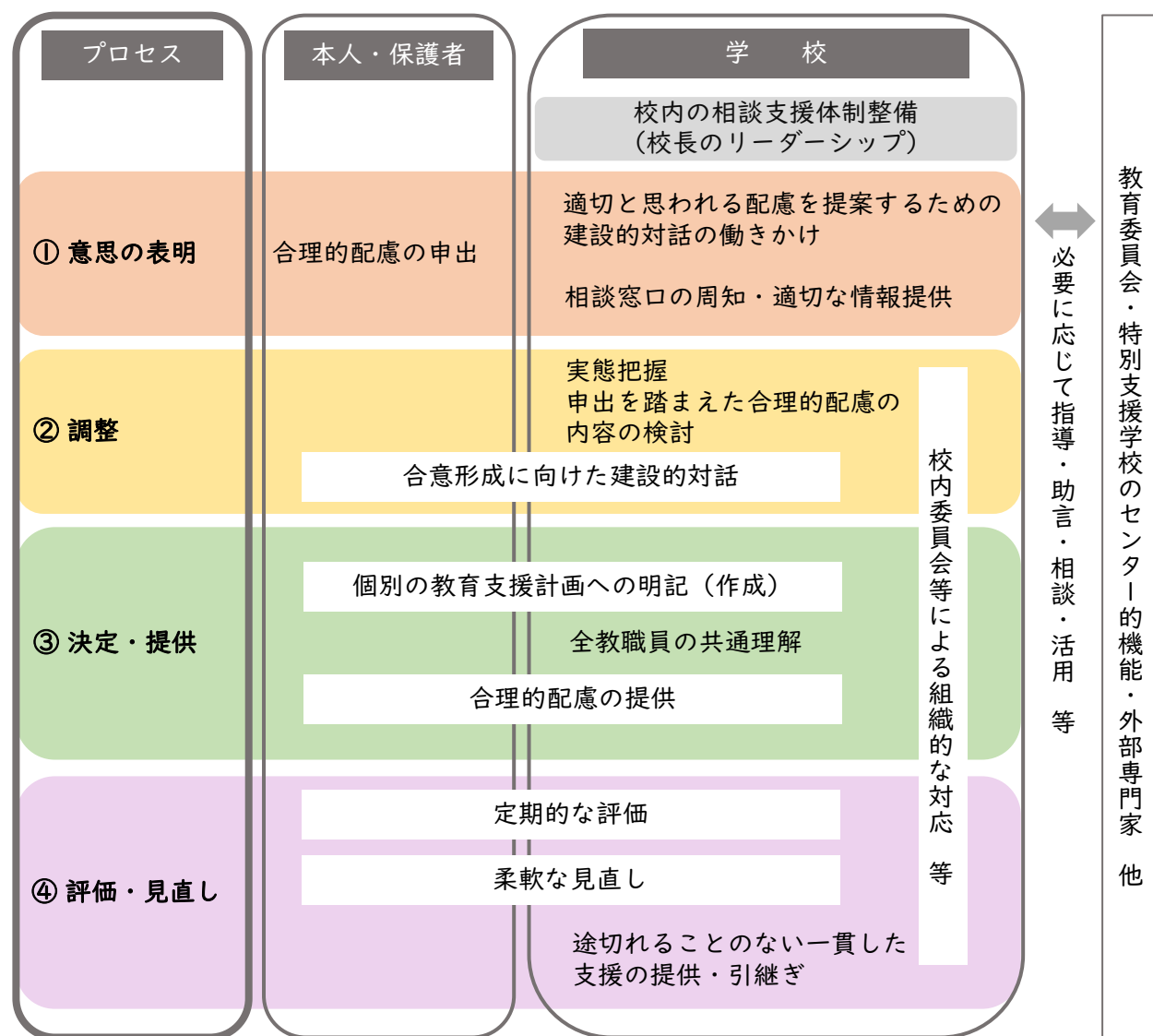


図4 学校における合理的配慮の提供のプロセス例

文部科学省（令和元年9月）「日本の特別支援教育の状況について（新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議）」参照

6. 合理的配慮の提供のプロセス

(2) プロセスの各段階における内容等

① 意思の表明

本人や保護者から、意思の表明（社会的障壁の除去を必要としていること）を受けます。

障害により本人の意思の表明が困難な場合には、コミュニケーションを支援する者等が本人を補佐して行うことも意思の表明に含まれます。

なお、本人や保護者からの相談等に的確に対応するため、相談窓口の整備や相談対応を行う担当者（学級担任や特別支援教育コーディネーター等）をあらかじめ定めておくこと、相談窓口等に関する情報を周知することが重要です。

建設的対話の働きかけ

意思の表明がない場合であっても、社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましいです。

文部科学省（令和6年1月）「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）」参照

② 調整

対象となる子どもの実態把握を詳細に行います。

申出の内容の必要性や基礎的環境整備の状況を確認し、代替案を含めた合理的配慮の内容を検討します。

そして、本人や保護者との対話を重ね、共に解決策を検討していく建設的対話により、可能な限り合意形成を図ります。

申出の内容が過重な負担に当たると判断した場合には、本人や保護者にその理由を丁寧に説明し、学校と本人や保護者が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められています（p.10図5）。

なお、相談等を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等と本人や保護者との対話による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要です。

このような校内体制を用いてもなお合意形成が難しい場合は、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要です。

6. 合理的配慮の提供のプロセス

② 調整

うちの子どもは、特定の音に対する聴覚過敏があり、大型車の走る音が聞こえると興奮して授業に集中できなくなります。大型車の音が聞こえないように、教室の窓を防音窓にしてもらうことはできますか？



保護者 Aさん



学級担任

防音窓をすぐに設置することは難しいので、Aさんが授業に集中できるよう、一緒に他の方法を考えましょう。家庭では、特定の音が気になるときは、どのような対応をしていますか？

家ではイヤーマフを着用することがあります。学校では音声教材等を利用することもあるので着用させていませんでした。着用の際に声かけや手伝いが必要なので、学校でイヤーマフを使うと先生にご迷惑ではないでしょうか。



保護者 Aさん



学級担任

イヤーマフを使っているのですね。着けるときにはお手伝いが必要なのですね。分かりました。Aさんとイヤーマフを着けるタイミングを相談しながら、着用の声かけやお手伝いをします。また、音声教材を使用するタイミングについても配慮を行うことができます。

分かりました。子どもにイヤーマフを持っていかせますので、よろしくお願いします。



保護者 Aさん

本ケースにおける建設的対話のポイント

- 合理的配慮は、障害のある人にとっての社会的なバリアを除去することが目的ですので、ある方法について実施することが困難な場合であっても、別の方法で社会的なバリアを取り除くことができないか、実現可能な対応案を本人や保護者と学校が一緒になって考えていくことが重要です。
- このためには、例えば、普段本人が行っている対策や、学校が今ある設備で活用できそうなものなど、情報を共有し、双方がお互いの状況の理解に努め、柔軟に対応策を検討することが重要です。

図5 建設的対話の例

内閣府（令和6年4月）「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」（リーフレット）参照

6. 合理的配慮の提供のプロセス

③ 決定・提供

個別の教育支援計画を作成し、決定した合理的配慮の内容を明記します。

学校全体やその子どもに関わる教職員等で共通理解を図り、組織的・継続的かつ計画的な支援を行うことができるようにします。

また、決定した合理的配慮の内容は、個別の指導計画にも活用されることが望ましいです。

校内委員会等による組織的な対応

校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置します。

【役割】

- ・児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- ・教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討
- ・教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価 等

文部科学省（平成29年3月）「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」参照

④ 評価・見直し

決定した合理的配慮の提供により、子どもが十分な教育を受けることができているかという観点から評価をします。

合理的配慮の決定後も、子ども一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要です。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で、必要に応じて合理的配慮を見直していくことが適当です。

そして、進学等の移行期においても、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、個別の教育支援計画や合理的配慮等の引継ぎを行い、途切れることのない一貫した支援の提供を行っていきましょう。

個別の教育支援計画の引継ぎ

個別の教育支援計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ範囲を明確にした上で、同意を得ておくことが必要です。また、あらかじめ同意を得ているとしても、実際に第三者に提供する際には、本人や保護者とともに引き継ぐ内容を確認することで、互いの考えや思いを共有することができ、よりよい引継ぎができます。

文部科学省（平成29年3月）「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」参照

Ⅱ 学校における合理的配慮の事例集

次のページから、様々な障害のある児童生徒への合理的配慮の例を、3観点11項目に沿って掲載しています。

これらは、あくまでも一例になります。

同じ障害の診断を受けていても、児童生徒の様子や教育的ニーズ、基礎的環境整備により、合理的配慮の内容は、変わることには留意する必要があります。

〇〇障害のある児童生徒の事例Ⅰ

対象児童生徒：〇学校〇年生Aさん

1. Aさんの困りごと

2. Aさんへの合理的配慮

(1)～1～1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

(1)～1～2 学習内容の変更・調整

<～コラム～>

一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、
合理的配慮を決定しましょう。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルーシブ教育システム構築支援データベース（以下「インクルDB」という。）では、合理的配慮が具体的に紹介され、事例をダウンロードすることもできます。

この「インクルDB」や、本ハンドブック等を参考にしながら、子ども一人一人の合理的配慮を検討し、決定していきましょう。

インクルDB (インクルーシブ教育システム構築支援データベース)

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

文字の大きさ

小 標準 大

表示色の変更

標準 1 2

トップページ

実践事例データベース

インクルDBを活用した研修例

交流及び共同学習実践事例集

法令・通知等

Q&A

インクルDBについて

本サイトには、大きく3つのコンテンツがあります。
『「合理的配慮」実践事例データベース』は、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステムです。
『相談コーナー』では、都道府県・市区町村・学校からのインクルーシブ教育システム構築の相談を行っています。
『関連情報』では、インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載しています。



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HP
「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」



視覚障害のある児童生徒の事例Ⅰ

対象児童：小学校３年生 A さん

１．A さんの困りごと

板書の書写は単眼鏡、小さな文字は拡大鏡を使用しているが、板書の書写に手間取ることが多い。

２．A さんへの合理的配慮

(１)－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- ・タブレット端末を活用する。音声読み上げ機能や自分が見えやすいフォントサイズで表示する機能、画面を拡大・縮小するズーム機能、背景色と文字色を反転させる機能などを活用し、自分が見えやすい状態に操作できるよう支援する。



(１)－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・板書内容をデータ化したものを、A さんがタブレット端末で確認できるようにすることで、学習内容の理解の促進を図る。

(３)－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- ・A さんの疲労を軽減するために、タブレットスタンドを準備する。

〈～学習や生活を豊かにする ICT～〉

障害のある子どもたちの特性は様々ですが、何がうまくできないのか、何につまずいているのかをとらえてから活用を考えることで、より効果的な ICT による支援が実現します。障害特性のために学習を進めていく上で大変な苦勞をしている子どもたちが、ICT を活用することで、学習活動の本来の目的に向かって取り組むことができるようになり、さらに学習活動やコミュニケーションの意欲を高めることにもつながっていきます。障害のある子どもたちにも、ぜひ ICT の活用を進めていきましょう。



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（令和４年１０月）「特別支援教育リーフ Vol.3 学習や生活を豊かにする ICT」参照

視覚障害のある児童生徒の事例Ⅱ

対象児童：小学校４年生 A さん

１．A さんの困りごと

視野が狭いため、全体像の把握や、全体と部分との関連性を理解することが難しい。
また、段差がある場所や階段等につまずいたりすることが多い。

２．A さんへの合理的配慮

（１）－２－２ 学習機会や体験の確保

- ・理科では、A さんが植物を触って観察できるようにする。A さんが植物を触っている際、長さや大きさなどを言語化し、体験と言葉を結び付ける。

（２）－１ 専門性のある指導体制の整備

- ・視覚障害特別支援学校のセンター的機能を活用し、障害の状態等に応じた指導や学校生活における配慮等について助言を受ける。また、その内容を教職員で共有する機会をつくる。

（３）－１ 校内環境のバリアフリー化

- ・段差や階段の始めにマット等を敷き、踏んだ感覚で段差の始まりや階段の終わりが分かりやすいようにする。

〈～「合理的配慮」実践事例データベース～〉

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 HP

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）」

<https://inclusive.nise.go.jp>



聴覚障害のある児童生徒の事例Ⅰ

対象児童：小学校５年生 Ａさん

１．Ａさんの困りごと

補聴器を両耳に装用している。聞き漏らしや聞き間違いから、間違って行動することがある。

２．Ａさんへの合理的配慮

（１）－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・教師の口元が見やすく、また声が聞こえやすい座席の位置をＡさんと相談して決める。
- ・授業では、教師の話を聞くと、板書を書くときと活動を分け、Ａさんに話者の口元が見えるようにする。
- ・教師は、大きい声で、ゆっくりと話をする。
- ・図画工作では、Ａさんが確認することができるように、取組の手順をプリントに書いて渡す。
- ・体育では、ホワイトボードを活用し説明する。全体指示の後、Ａさんと取組について確認する。



（１）－２－３ 心理面・健康面の配慮

- ・指示が分からないときや自分の行動が合っているかどうか不安なときは、友達や教師に尋ねるなど、誰もが安心できる学級づくりをする。

〈～聴覚障害のある子ども～〉

補聴器や人工内耳を装用して教師や友達と話し言葉でやり取りはできますが、新出語句や馴染みのない語句などの聴取や意味理解が困難なことが増えた場合、学級でやり取りされる話声は聞こえてもその内容が理解できずにいることが考えられます。

発達に応じた言語概念の形成を図る、語彙を拡充する、体系的な文法の習得を図る、相手の意図や文脈に応じた談話などの言語指導を行うことが考えられます。

文部科学省（令和３年６月）「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」参照
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm



聴覚障害のある児童生徒の事例Ⅱ

対象児童：小学校２年生 A さん

１．A さんの困りごと

補聴器を両耳に装用している。授業中、教師の話が聞き取りにくいときがあり、困惑することがある。

２．A さんへの合理的配慮

（１）－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・授業中、補聴援助システムを活用し、担任がマイク付き送信機を使う。
- ・他の児童が発言をする際は、児童用のマイク付き送信機を使う。

（２）－１ 専門性のある指導体制の整備

- ・聴覚障害特別支援学校のセンター的機能を活用する。教室環境の整備や学校生活を送る上での配慮等について、また A さんの聴力測定や補聴器の調整について助言を受ける。また、聴覚障害や補聴援助システムの理解啓発をするために、職員研修を実施する。

〈～特別支援学校のセンター的機能～〉

障害のある児童生徒に関する相談をはじめ、特別支援教育に関する様々な情報を提供しています。

奈良県内の特別支援学校

（視覚障害）	盲学校	大和郡山市丹後庄町 222-1
（聴覚障害）	ろう学校	大和郡山市丹後庄町 456
（肢体不自由・病弱）	奈良養護学校	奈良市七条町 135
	明日香養護学校	高市郡明日香村川原 410
（知的障害）	奈良東養護学校	奈良市七条 2-670
	奈良西養護学校	奈良市帝塚山西 2-1-1
	二階堂養護学校	天理市庵治町 358-1
	西和養護学校	北葛城郡上牧町下牧 1010
	大淀養護学校	吉野郡大淀町下淵 414-1
	高等養護学校	磯城郡田原本町宮森 34-1

聴覚障害のある児童生徒の事例Ⅲ

対象児童：小学校５年生 Ａさん

１．Ａさんの困りごと

補聴器を両耳に装用し、場面に応じて教師が補聴援助システムを活用している。騒がしい場所では音声聞き取りにくく、指示通りの行動がとれないときがある。

２．Ａさんへの合理的配慮

（１）－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- ・Ａさんが聞き取りにくい状況を判断し、補聴援助システムを活用したいことや、もう一度言ってほしいことを伝えられるように支援する。

（１）－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・雑音を軽減するために、使用済みテニスボールを、教室の机や椅子の脚にはめ込む。また、特別教室も同じように整える。
- ・全校集会や運動会などの行事の際、活動の流れを文字で示しＡさんに渡す。

（２）－１ 専門性のある指導体制の整備

- ・市内の通級による指導（きこえの教室）を活用し、聞き取りやすいとき、聞き取りにくいときの違いについてＡさんとともに整理する。聞き取りやすいときを手掛かりに、今後の対策について一緒に考える。
- ・特別支援教育コーディネーターや担任、通級指導担当者等の関係者が集まり、Ａさんの学級や通級指導教室での様子を共有する機会を定期的につくる。

聴覚障害のある児童生徒の事例Ⅳ

対象生徒：高等学校１年生 A さん

１．A さんの困りごと

右耳に人工内耳を装用している。話合いでは、発言者の特定に時間がかかり、話し始めの内容が聞き取れないことがある。

２．A さんへの合理的配慮

(１)－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・話合いでは、誰が発言するかが分かるように、発言者は手を挙げ、A さんが注目しているかどうか確認をしてから話をする。
- ・A さんに伝えるとき、身振りを添えたり、必要に応じて文字で書いて示したりする。

(１)－２－３ 心理面・健康面の配慮

- ・自分がどのような配慮を望むのか、担任等と話し合う。定期的に話し合う機会をつくり、必要に応じて変更・調整を行っていく。
- ・年度始めに学級で共通理解をする機会を設ける。「A さんの聞こえ方」について、また「発言するときは手を挙げ、A さんが注目しているかどうか確認をしてから話をするためのルール」について、生徒に話をする。話す内容については、事前に本人や保護者と相談する。



聴覚障害のある児童生徒の事例Ⅴ

対象生徒：中学校Ⅰ年生 A さん

1. A さんの困りごと

補聴器を両耳に装用し、場面に応じて補聴援助システムを活用している。チャイムの音や校内放送の開始音を聞き取ることはできるが、放送の内容を聞き取ることは難しい。

2. A さんへの合理的配慮

(1)－2－3 心理面・健康面の配慮

- ・校内放送が流れた際、周囲の教師や生徒が A さんに放送の内容を筆談等で伝えることで、情報が入らないことによる孤立感を感じさせないようにする。

(2)－3 災害時等の支援体制の整備

- ・避難指示等の放送が流れた際は、黒板にカードを貼り、A さんが視覚的に分かるようにする。黒板がない環境の場合は、メモ用紙などを活用し筆談で伝える。
- ・「何が起きたのか」「どこへ避難するのか」などを文字やイラストで示し、A さんが落ち着いて避難できるようにする。
- ・どの時間帯であっても、A さんに同じ対応をすることができるよう、年度始めに教職員で A さんのことについて共通理解をする。



〈～災害時における障害のある子どもへの支援について～〉

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 HP

「災害時における障害のある子どもへの配慮」

https://www.nise.go.jp/nc/report_material/disaster/consideration



知的障害のある児童生徒の事例Ⅰ

対象児童：小学校４年生 A さん

１．A さんの困りごと

毎日繰り返し移動することで、昇降口から自教室までの経路は覚えられた。しかし避難訓練の際、情緒が不安定になり、適切な行動をとることが難しい。

２．A さんへの合理的配慮

（１）－２－２ 学習機会や体験の確保

- ・避難の仕方について練習する機会をつくる。地震の際は姿勢を低くして、机の下にもぐり頭や体を守るなど、安全確保のための行動をとる。また A さんと一緒に非常口のマークを確認しながら移動する。



（２）－３ 災害時等の支援体制の整備

- ・災害時に A さんが不安になることを想定して、教職員で A さんの特性やコミュニケーションの方法について共通理解をし、避難誘導等の対応について防災マニュアルに記載する。

（３）－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- ・避難経路が複雑にならないよう、A さんが在籍する教室を避難しやすい場所に配置する。

〈～障害の理解と対応と校内の支援体制～〉

災害時における障害のある子どもへの対応は、基本的には日常的なものと変わりません。

子どもの障害の状況や特性を理解し、個々の子どものニーズに適切に対応することが重要です。校内委員会や事例検討会などを通して、平素から、一人一人の子どもへの理解と配慮や支援に留意していくことが、災害時に対する最も有効な備えとなります。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「災害時における障害のある子どもへの配慮」参照

知的障害のある児童生徒の事例Ⅱ

対象児童：小学校２年生 A さん

１．A さんの困りごと

図画工作の授業で、時間内に工作等の活動を終えることができず、自信をなくしかけている。

２．A さんへの合理的配慮

(１)－１－２ 学習内容の変更・調整

- ・必要に応じて準備や片付けを支援し、A さんが工作等に取り組める時間を確保する。
- ・A さんと相談しながら、A さんが取り組む活動と教師が支援するところを決める。

(１)－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・指示は端的に出す。A さんが活動内容を理解できるように、教師が隣で見本を見せる。また完成品を見せ、A さんが作品のイメージをもつことができるように支援する。

(１)－２－３ 心理面・健康面の配慮

- ・時間内に作品ができたかだけでなく、A さんが活動に取り組んでいる過程も含め、頑張っていることを具体的に褒める。
- ・A さんの得意なことや頑張っている点など、良い面を評価しながら自己肯定感を向上させる。

肢体不自由のある児童生徒の事例Ⅰ

対象児童：小学校５年生 Ａさん

１．Ａさんの困りごと

脳性まひがあり、両脚に補装具を常時装着している。身体を動かすことは好きだが、歩行が不安定で、平らな場所でも転倒しそうになる。

２．Ａさんへの合理的配慮

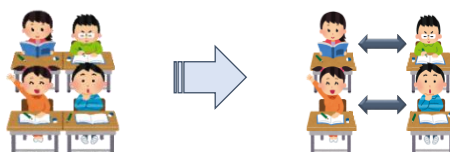
（１）－１－２ 学習内容の変更・調整

- ・「できるだけ、みんなと同じように活動をしたい」というＡさんの願いから、体育ではフロアバレーを実施し、Ａさんが活動に参加できるようにする。



（１）－２－３ 心理面・健康面の配慮

- ・例えば球技では、「Ａさんが最初にパスを出す役割をする」など、Ａさんが活動に参加できるためのルールについて、学級で話し合う。
- ・補装具が引っかかり転倒することを防ぐために、教室の机と机の間隔を広めにとり、机の横のフックには何も掛けないようにする。



（３）－１ 校内環境のバリアフリー化

- ・歩行の負担をできるだけ軽減するために、特別教室への移動も考慮し、Ａさんが在籍する教室を配置する。

〈～障害のある子どもも共に楽しむ体育の授業～〉

障害のある子どもは、通常の学級において皆と一緒に体育の授業に取り組むことが困難なことがあります。障害が起因となる様々な「バリア」を取り除くためには、体育をする子どもに合わせた授業づくりが必要となりますが、そのためには「アダプテッド・スポーツ」の視点が有効となります。体育の授業において、既成の概念やルール、使用する道具を子どもに合わせて柔軟に変更や修正をすることで、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成が期待できます。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（令和４年８月）「特別支援教育リーフ Vol.2 障害のある子供も共に楽しむ体育の授業」参照

病弱・身体虚弱のある児童生徒の事例Ⅰ

対象児童：小学校３年生 Ａさん

１．Ａさんの困りごと

筋ジストロフィーのため、筋力の低下が進んでいる。転んで怪我をしないよう肘と膝にプロテクターを装着して日常生活を送っているが、階段の昇降が難しくなっている。

２．Ａさんへの合理的配慮

（１）－１－２ 学習内容の変更・調整

- ・体育の授業等で運動に取り組む際は、身体の状態に応じて、Ａさんが実施できる動きに変更したり回数や量を調整したりする。運動に取り組むことが難しい場合は、合図係や得点係などの役割を担当することで授業に参加できるようにする。

（２）－１ 専門性のある指導体制の整備

- ・Ａさんが学校生活を送る上で必要な支援を検討する際、主治医や理学療法士、作業療法士等の助言を活用する。また、その内容を教職員で共有する機会をつくる。

（２）－３ 災害時等の支援体制の整備

- ・災害時等における対応が十分にできるよう、Ａさんの病状を考慮した避難方法に関係者で検討し、防災マニュアルに記載する。

（３）－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- ・自教室の近くに車いすを常備し、Ａさんの体調や病状の変化に応じて、また災害時等に使用することができるよう配慮する。

〈～個別の教育支援計画～〉

教育、医療、福祉、労働等の関係機関と連携する際には、個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられます。

個別の教育支援計画とは、家庭や医療、福祉等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画です。

文部科学省（平成 30 年 7 月 令和 6 年 12 月一部改訂）「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総則編」
文部科学省（平成 29 年 7 月 令和 6 年 12 月一部改訂）「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」
文部科学省（平成 29 年 7 月）「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」参照

病弱・身体虚弱のある児童生徒の事例Ⅱ

対象児童：小学校１年生 A さん

１．A さんの困りごと

二分脊椎症による排尿障害がある。自己導尿を目指し、家庭や学校で、大人の見守りの下、取り組み始めている。

２．A さんへの合理的配慮

(１)－２－３ 心理面・健康面の配慮

- ・事前に本人・保護者と相談した上で、A さんの身体の特徴やトイレの使用について学級で話をする。特定の洋式トイレを使うこと、導尿キットが入った巾着袋を触らないこと、トイレでは他の友達よりも時間がかかること等を理解啓発し、本人が安心して過ごせるようにする。

(２)－１ 専門性のある指導体制の整備

- ・看護師を配置する。A さんが自己導尿をすることができるよう、学校・保護者・看護師が連携しながら支援を行う。

(２)－２ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- ・A さんの状態や自己導尿について職員研修を実施し、理解啓発を行う。

(３)－１ 校内環境のバリアフリー化

- ・自己導尿がしやすい環境づくりをする。手洗い場には、石けんとアルコール消毒を常設する。また、導尿キットを置いて処置をすることができるよう台を設置する。

言語障害のある児童生徒の事例Ⅰ

対象生徒：高等学校Ⅰ年生 A さん

1. A さんの困りごと

吃音があり、授業や友達とのやり取りにおいて、「吃音が出たらどうしよう」「うまく話せているのか」などの不安から、消極的になってしまう。

2. A さんへの合理的配慮

(1)－1－2 学習内容の変更・調整

- ・急に発表の指名をせず、前もって伝えておく。
- ・口頭による発表が難しいときは、書くことによる代替を認める。

(1)－2－3 心理面・健康面の配慮

- ・A さんが吃音に伴う日常の経験や悩みについて共有できるように、吃音のある生徒等が集まる交流についての情報提供を行う。
- ・うまく話せたかではなく、話の内容や発想の豊かさを評価することで、自己肯定感を向上させる。

(2)－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- ・どのような場面で吃音が多く出るのか、学級でどのような配慮を行っているのか等について、A さんの心情や意思も踏まえながら教職員で共通理解をする。
- ・本人や保護者と連携をとりながら、自分自身の状態を学級の友達等に話す機会をつくり理解啓発を行う。

〈～相手の立場に立って考え、行動を起こすこと～〉

合理的配慮における環境の整備には、ハード面（施設や整備のバリアフリー化など）だけでなく、ソフト面の対応（研修等）も含まれます。

文部科学省 HP「心のバリアフリーノート」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm



自閉症のある児童生徒の事例Ⅰ

対象児童：小学校２年生 A さん

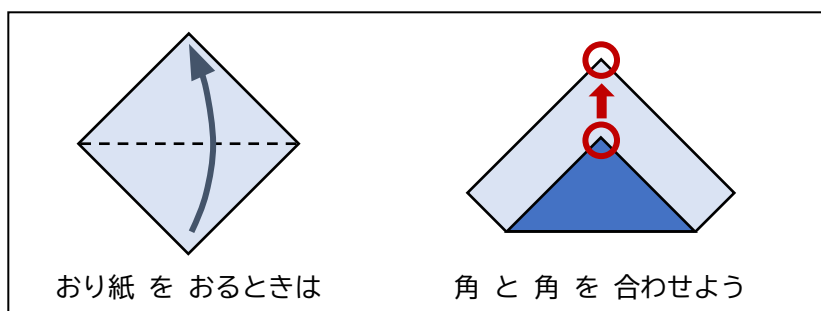
１．A さんの困りごと

「もう少し」や「きちんと」などの抽象的な表現を理解することが苦手なため、指示の内容を具体的に理解するのが難しいことがある。

２．A さんへの合理的配慮

(１)－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・必要に応じて、A さんに個別の声かけを行う。「あと○回」「○分まで」「角と角を合わせよう」など具体的に分かりやすい伝え方にする。
- ・学級活動や図画工作で制作を行う際は、A さんの隣で教師が言葉を添えながら見本を見せるなどして、作業内容が視覚的に分かるようにする。



(１)－２－２ 学習機会や体験の確保

- ・指示の内容や作業手順等を A さんが理解し行動することができるように、手順表をデータで作成する。それを A さんがタブレット端末で確認できるようにする。

自閉症のある児童生徒の事例Ⅱ

対象児童：小学校5年生 Aさん

1. Aさんの困りごと

一方的に話し続けて友達が困ったり、友達の嫌がることを言って相手が怒ったりしても、友達の表情や態度が変化していることに気付くことが難しい。

2. Aさんへの合理的配慮

(1)－2－3 心理面・健康面の配慮

- ・必要に応じて、友達との関わり方で困っていることや不安に感じていることがないか Aさんに聞き取ったり、相談したりすることのできる時間をつくる。

(2)－1 専門性のある指導体制の整備

- ・市内の通級による指導（巡回による指導）を活用し、ソーシャルスキルトレーニングをする。具体的なエピソードを通して、相手がどのような気持ちになったのか、その理由は何か、また、どうすればよかったのかを Aさんと一緒に考え、練習する。個別の指導だけでなく小集団による指導も取り入れ、安心できる環境で、友達との関わり方を体験的に学習できるようにする。
- ・特別支援教育コーディネーターや担任、巡回による通級指導担当者等の関係者が集まり、Aさんの学級や通級指導教室での様子を共有する機会を定期的につくる。

〈～通級による指導～〉

通級による指導とは、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態のことです。

通級による指導で培った力を発揮するためには、通級による指導担当者と在籍学級担任や教科担任との連携が大切です。

文部科学省（平成30年10月）「障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A（改訂第3版）」参照

自閉症のある児童生徒の事例Ⅲ

対象生徒：中学校１年生 A さん

１．A さんの困りごと

聴覚に過敏さが見られ、突然大きな音が鳴ると情緒が不安定になり、教室から飛び出してしまうことがある。

２．A さんへの合理的配慮

(１)－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- ・聴覚過敏を緩和するために、耳栓やイヤーマフ等の音量を調節する器具の使用を認める。
- ・聞こえ方に応じて、A さんが音量を調節してもらうよう依頼したり、音源から離れた位置に移動してもよいかを尋ねたりすることができるよう支援する。

(１)－２－３ 心理面・健康面の配慮

- ・学習活動で使用する教室での校内放送の聞こえ方を確認し、A さんが安心して過ごすことのできる座席の位置を考える。
- ・雑音を軽減し、A さんの情緒を安定させるために、使用済みテニスボールを、教室の机や椅子の脚にはめ込む。また、特別教室も同じように整える。



(３)－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- ・情緒が不安定になったとき、気持ちを落ち着かせるためにクールダウンをする場所を確保しておく。

〈～合理的配慮の提供についての情報共有～〉

障害のある子どもに合理的配慮の提供を行うことについて、最初は学年団や教科担任の中で合理的配慮の情報を共有するのも良いですが、その内容を校内の特別支援教育コーディネーターに伝え、学校全体で情報を共有するようにすると良いでしょう。学校全体で合理的配慮についての情報を共有し、その子どもに応じた配慮や支援を行うことで、あらゆる活動に子どもが無理なく参加出来るようになり、学習意欲の向上にもつながります。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（令和５年３月）「特別支援教育リーフ Vol.5 このように考えよう、合理的配慮」参照

自閉症のある児童生徒の事例Ⅳ

対象生徒：中学校 1 年生 A さん

1. A さんの困りごと

日課と異なる学校行事や急な予定の変更などに対応することが苦手で、どのように行動したらよいか分からなくなる。

2. A さんへの合理的配慮

(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- ・急な予定の変更があった場合は、変更後の具体的な予定（いつ、誰が、何を、どうするのか等）を視覚的に示し、A さんが行動できるように支援する。

(1) - 2 - 2 学習機会や体験の確保

- ・学校行事等に対して不安がある場合は、活動の内容や流れを体験できる機会を設定したり、繰り返し練習するための時間を確保したりする。実際に体験することが難しい場合は、写真や映像など視覚的な情報を活用して、A さんが活動の内容等に対する具体的なイメージをもてるようにする。

(1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮

- ・年間予定の中で日程が決まっている学校行事や定期試験等については、事前に A さんに予定を伝え、安心して学校行事等に取り組めるようにする。

〈～教材・教具～〉

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 HP

「特別支援教育教材ポータルサイト」

<https://kyozai.nise.go.jp/equipments>



奈良県教育委員会事務局特別支援教育推進室 HP

「奈良県の通級の先生と共に子どもの学びに活かすハンドブック」

<https://www.pref.nara.jp/54805.htm>



情緒障害のある児童生徒の事例Ⅰ

対象児童：小学校5年生 A さん

1. A さんの困りごと

選択性かん黙があり、学校では、不安や緊張が高まり、話したくても話せなくなる。

2. A さんの合理的配慮

(1) - 1 - 2 学習内容の変更・調整

- ・対話的な学習を進める際は、筆談やタブレット端末でのやり取りを選択できるように配慮する。
- ・学習内容等に応じて、選択肢を提示し、身振りや指差し等で答えることができるような発問を行う。

(1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

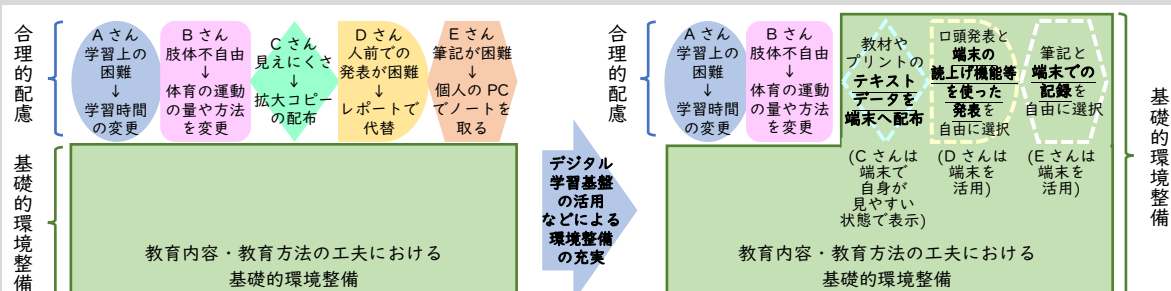
- ・学級内で発表をする際は、A さんが書いた発表原稿を教師や友達が代読する。

(1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮

- ・身振りや指差し等の非言語的なコミュニケーションを、教師が積極的に認め、受け止めることで、A さんが安心して学校で生活できるように配慮する。
- ・A さんの得意なことや頑張っている点など、良い面を評価しながら自己肯定感を向上させる。

〈～デジタル学習基盤の活用などによる基礎的環境整備の充実と合理的配慮の関係～〉

児童生徒への個別の合理的配慮として提供する必要があった支援の中には、1人1台端末などの活用によって誰でも選択可能な学習方法となり得るものもあり、デジタル学習基盤の活用は合理的配慮の前提となる基礎的環境整備の充実に、特に不可欠なものと考えられます。



文部科学省（令和8年1月）「病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育について（令和7年度病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育に関する連絡協議会）」参照

学習障害のある児童生徒の事例Ⅰ

対象児童：小学校２年生 A さん

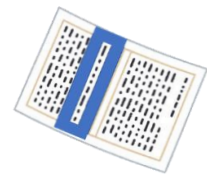
１．A さんの困りごと

文字の判別が難しく「ぬ」と「め」などを読み間違える。また、文字を読み飛ばしたり、行を間違えて読んだりする。

２．A さんへの合理的配慮

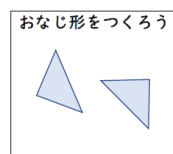
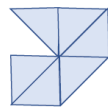
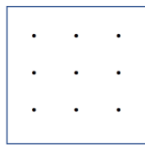
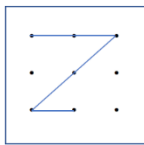
（１）－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- ・読みたい行に集中するためのリーディングトラッカーを A さんが活用できるように支援する。



（２）－１ 専門性のある指導体制の整備

- ・校内の通級による指導を活用し、文字の判別や形の構成ができるように指導する。また、眼球運動のトレーニングを取り入れる。



★	と	5
▲	や	1
◎	ら	7
■	て	2
×	か	8

- ・通級指導担当者が A さんの授業の様子を観察し、担任と面談・情報共有をする機会をつくる。

学習障害のある児童生徒の事例Ⅱ

対象生徒：高等学校２年生 A さん

１．A さんの困りごと

文章を読むことに時間がかかり、自分で読むと内容の理解が難しくなる。

２．A さんへの合理的配慮

（１）－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- ・文章を読んで内容を理解することが難しいが、聞いて理解できることを A さんが自覚できるようにする。
- ・状況に応じて代読してほしいことを A さんが教師等に依頼することができるよう支援する。

（１）－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・テスト等において、希望のあった教科については、読み上げや電子書籍を活用し理解を助ける。

（１）－２－３ 心理面・健康面の配慮

- ・担任や特別支援教育コーディネーターが、日頃から A さんと信頼関係を築き、いつでも相談できるようにする。

〈～周囲の人に依頼すること～〉

読むことに困難がある場合には、例えば、振り仮名を振る、拡大コピーをするなどによって、自分が読みやすくなることや、コンピュータによる読み上げや電子書籍を利用するなどの代替手段を使うことなどによって読み取りやすくなることを知ることについて学習することが大切です。

また、代替手段等を利用することが周囲に認められるように、周囲の人に依頼することができるようになる指導も必要です。

文部科学省（平成 30 年 3 月）「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」参照

学習障害のある児童生徒の事例Ⅲ

対象生徒：高等学校２年生 A さん

１．A さんの困りごと

漢字を読むことはできるが、書くことが難しい。

２．A さんへの合理的配慮

(１)－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- ・日々の授業における板書の書写について、パソコンの漢字予測変換を活用し、パソコンで入力することを認める。

(１)－１－２ 学習内容の変更・調整

- ・課題等の提出物はパソコン入力でも評価する。
- ・「テストは他の生徒と一緒に受けたい」という A さんの思いを尊重し、パソコンの使用はしないが、漢字テストを除いて、解答を平仮名表記でも可とする。

(１)－２－３ 心理面・健康面の配慮

- ・自分がどのような配慮を望むのか、担任等と話し合う。定期的に話し合う機会をつくり、必要に応じて変更・調整を行っていく。

(２)－２ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- ・どの授業であっても A さんに同じ配慮をすることができるように、年度始めに教職員で A さんのことについて共通理解をする。

〈～合理的配慮の見直し～〉

合理的配慮の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが大切です。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で、必要に応じて合理的配慮を見直していきましょう。

中央教育審議会初等中等教育分科会（平成 24 年 7 月）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」参照

学習障害のある児童生徒の事例Ⅳ

対象児童：小学校４年生 A さん

１．A さんの困りごと

九九がなかなか覚えられない。また筆算の手順を忘れてしまう。

２．A さんへの合理的配慮

（１）－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・授業中、九九の表や筆算の手順表を見て A さんが確認できるように配慮する。

①	たてて
②	かけて
③	ひいて
④	おろす
⑤	たてて
⑥	かけて
⑦	ひいて

(手順カード)

①	たてて
②	かけて
③	ひいて
④	おろす
⑤	.
⑥	.
⑦	.

(筆算シート)

（１）－２－３ 心理面・健康面の配慮

- ・A さんが安心して九九の表や筆算の手順表を見ることができるよう、一人一人の違いや、人にはそれぞれ得意や苦手なことがあることを受け入れられる学級づくりをする。

（２）－１ 専門性のある指導体制の整備

- ・校内の通級による指導を活用し、A さんの得意なことや苦手なことを整理する。手順を覚えることは苦手であるが、手順が分かれば、それに沿って活動することができることから、自分に合った学び方を考える。
- ・連絡ノートを活用し、担任、通級指導担当者、保護者が情報交換をすることができるようになる。

〈～認め合い、支え合う関係づくり～〉

集団指導において、障害のある児童生徒一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行うためには、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童生徒に大きく影響します。学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、お互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切です。

文部科学省（平成 30 年 7 月 令和 6 年 12 月一部改訂）「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総則編」
文部科学省（平成 29 年 7 月 令和 6 年 12 月一部改訂）「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」
文部科学省（平成 29 年 7 月）「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」参照

注意欠陥多動性障害のある児童生徒の事例Ⅰ

対象児童：小学校5年生 Aさん

1. Aさんの困りごと

授業中、注意集中の持続が難しく、聞き逃しや聞き間違いをするため理解できないことがある。忘れ物や宿題のし忘れが多い。

2. Aさんへの合理的配慮

(1)－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- ・連絡帳の内容に記入漏れはないか、Aさんと確認する時間をつくる。宿題のドリルの該当ページに、Aさんが付箋を貼るなど、忘れないようにするための工夫をAさんができるように支援する。

(1)－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・大切な事項を伝える際、Aさんが教師を注目しているかどうか確認し、目を合わせて指示を出す。
- ・必要に応じて、Aさんに個別の声かけを行う。指示は短く簡潔にし、理解を促す。

(2)－1 専門性のある指導体制の整備

- ・校内の通級による指導を活用し、集中して聞く力を高めるための指導を行う。また忘れ物について、Aさんが困っていること、願いなどを整理し、自分の課題を自覚できるように指導する。忘れ物を減らすための工夫について、うまくいったこと、いかなかったことを振り返り、より良い方法を一緒に考える。
- ・通級指導担当者がAさんの授業の様子を観察し、担任と面談・情報共有をする機会をつくる。

〈～自覚する～〉

児童生徒が意欲的、主体的に自分の学習課題に取り組めるようにするには、児童生徒が自分の課題、つまり、具体化された学習課題を認識し、自覚できるようにすることが大切です。

自分が何のために、何をするのかを理解し、学習への意欲がわいてくるような指導内容を取り上げることが大切です。

文部科学省（平成30年3月）「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」参照

注意欠陥多動性障害のある児童生徒の事例Ⅱ

対象生徒：中学校１年生 A さん

１．A さんの困りごと

テストの際、答えが分かっているにもかかわらず解答欄を間違えたり、書き忘れたりするようなケアレスミスが多く、実力が発揮できない。

２．A さんへの合理的配慮

(１)－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・日々の授業における板書では、今、どこの部分の板書をしているのか目印を付ける。その際、A さんがそれを注目しているかどうか確認し、ノートに書くように伝える。

(１)－２－３ 心理面・健康面の配慮

- ・テストに限らず、板書を写す場面も含め、A さんが間違いに気づき訂正したり、ノートに書いた内容を振り返ったりしている姿が見られたときは褒める。

(２)－１ 専門性のある指導体制の整備

- ・校内の通級による指導を活用する。A さんがどのようなケアレスミスをするのか、その傾向を A さんとともに整理し、対応について一緒に考える。
- ・連絡ノートを活用し、担任、通級指導担当者、保護者が情報交換をすることができるように整える。

(２)－２ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- ・どの授業であっても A さんに同じ配慮をすることができるよう、年度始めに教職員で A さんのことについて共通理解をする。

障害者の権利に関する条約（外務省）

（前略）

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人々が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

（略）

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

（後略）

障害者基本法

(昭和四十五年法律第八十四号)
(最終改正：平成二十五年法律第六十五号)

心身障害者対策基本法をここに公布する。

障害者基本法

(平五法九四・改称)

目次

第一章 総則(第一条—第十三条)

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策(第十四条—第三十条)

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策(第三十一条)

第四章 障害者政策委員会等(第三十二条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(略)

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(後略)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十五号)
(最終改正：令和四年法律第六十八号)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）
- 第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（略）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（略）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（後略）

引用・参考文献

- (1) 中央教育審議会初等中等教育分科会（平成24年7月）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm
- (2) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（令和5年3月）「特別支援教育リーフVol.5 このように考えよう、合理的配慮」
https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/leaf_series
- (3) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（令和4年10月）「特別支援教育リーフVol.3 学習や生活を豊かにする ICT」
https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/leaf_series
- (4) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（令和4年8月）「特別支援教育リーフVol.2 障害のある子供も共に楽しむ体育の授業」
https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/leaf_series
- (5) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」
<https://inclusive.nise.go.jp>
- (6) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「災害時における障害のある子どもへの配慮」
https://www.nise.go.jp/nc/report_material/disaster/consideration
- (7) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育教材ポータルサイト」
<https://kyozai.nise.go.jp>
- (8) 独立行政法人教職員支援機構「合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について」
https://www.nits.go.jp/materials/intramural/files/171_001.pdf
- (9) 外務省（平成26年1月）「障害者の権利に関する条約」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html



引用・参考文献

- (10) 文部科学省（令和8年1月）「病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育について（令和7年度病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育に関する連絡協議会）」

- (11) 文部科学省（令和6年1月）「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html



- (12) 文部科学省（令和3年6月）「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm



- (13) 文部科学省（令和元年11月）「心のバリアフリーノート」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm



- (14) 文部科学省（令和元年9月）「日本の特別支援教育の状況について（新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00069.html



- (15) 文部科学省（平成30年10月）「障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A（改訂第3版）」
<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/institutional/index.html>



- (16) 文部科学省（平成30年7月 令和6年12月一部改訂）「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編」
https://www.mext.go.jp/content/20250213-mxt_kyoiku01-100002620_1.pdf



- (17) 文部科学省（平成30年3月）「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/04/1399950_5.pdf



- (18) 文部科学省（平成29年7月 令和6年12月一部改訂）「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」
https://www.mext.go.jp/content/20251029-mxt_kyoiku01-100002608.pdf



引用・参考文献

- (19) 文部科学省（平成29年7月）「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」

https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_kyoiku02-100002607_001.pdf



- (20) 文部科学省（平成29年3月）「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm



- (21) 文部科学省（平成19年4月）「特別支援教育の推進について（通知）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf



- (22) 内閣府（令和6年4月）「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」（リーフレット）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf



- (23) 内閣府（平成25年法律第65号 最終改正：令和4年法律第68号）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/law_h25-65.pdf



- (24) 内閣府（昭和45年法律第84号 最終改正：平成25年法律第65号）「障害者基本法」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.pdf>



- (25) 奈良県（令和4年4月）「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例ガイドライン（概要版）」

<https://www.pref.nara.jp/secure/158182/guidelineH3104.pdf>



- (26) 奈良県（令和2年3月）「特別支援学級教育課程ハンドブック」

<https://www.pref.nara.jp/54805.htm>



- (27) 奈良県（平成31年3月）「奈良県の通級の先生と共に子どもの学びに活かすハンドブック」

<https://www.pref.nara.jp/54805.htm>



学校における合理的配慮ハンドブック

令和8年3月発行

編集・発行 奈良県教育委員会事務局特別支援教育推進室

【指導係】

〒630-8502

奈良県奈良市登大路町30番地

TEL：0742-27-9856

【支援係】

〒636-0393

奈良県磯城郡田原本町多722

TEL：0744-32-8201